

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
健康福祉部 福祉企画課	9月30日	10月13日～ 12月20日	11月9日
健康福祉部 高齢者支援課	9月30日	10月13日～ 12月20日	11月10日
健康福祉部 健康課	9月30日	10月20日～ 12月20日	11月10日
健康福祉部 看護専門学校	9月30日	10月13日～ 12月20日	11月10日
健康福祉部 保育こども園課	9月30日	10月24日～ 12月20日	11月13日
健康福祉部 こども未来課	9月30日	10月24日～ 12月20日	11月14日
健康福祉部 国保年金課	9月30日	10月20日～ 12月20日	11月14日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

高齢者支援課

注意事項

【契約】

○契約に係る事務が適切でないもの

令和5年度に締結された軽自動車賃貸借契約【長期継続契約】について、契約伺に添付されている契約書（案）本文に記載の契約相手方名に誤りがあり、そのまま決裁され契約されていた。その後、契約書上で「23字削除 18字挿入」として会社名及び代表取締役名が見え消しで訂正されているが、訂正に係る決裁文書は確認できなかった。

また、当該契約に係る契約伺の決裁文書中の決裁日及び執行日は記入されず、空欄のままとなっていた。

今後は適正な手続により契約を締結すること。

【補助金等の支出】

○経費の使途が適切でないもの

令和4年度の介護予防・生活支援サービス事業補助金のうち、「通所型サービスB：事業運営」について、各団体から提出された収支決算書を確認したところ、2団体について、備品購入費として支出されているものが確認された。介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱別表第2（補助対象経費と補助金額）において、備品購入費は「通所型サービスB：設立準備」の補助対象経費とされ、「通所型サービスB：事業運営」については、事業の実施や運営に必要な経費とされている。

補助金交付要綱の目的に沿った事業になるよう指導すること。また、補助対象経費については、関係書類を確認した上で補助金交付要綱にのっとり適正に交付すること。